

いぶすきケアネット ケアプランセンター

重要事項説明書

【令和8年2月～】

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。
わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 いぶすきケアネット
代表者氏名	理事長 大重 力
本社所在地 (連絡先)	鹿児島県指宿市東方 10235 番地 1 (電話 0993-23-5511 FAX 0993-23-5512)

2. ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	いぶすきケアネット ケアプランセンター
介護保険 指定事業者番号	4671000729
事業所所在地	鹿児島県指宿市大牟礼四丁目4番8号
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話 0993-24-5851・ファックス番号 0993-23-8088) (相談担当者氏名 東 春美) 携帯：080-9061-5643
事業所の通常の 事業実施地域	指宿市・南九州市(旧穎娃町)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある利用者に対して適正な居宅介護支援事業を提供いたします。
運営方針	1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるように支援します。 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 3) サービス提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類、特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行ないます。 4) 市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図りながらサービス提供を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8:30～午後5:30

※～上記以外でも携帯電話により24時間相談対応致します。

(4) 事業所の職員体制

管理者	主任介護支援専門員 東 春美
-----	----------------

・管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

職 種	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務	3人以上

3. 居宅介護支援の提供方法及び内容

- ①利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応する場合は、当事業所内の相談室を使用しますが、必要に応じては自宅に出向きます。
- ②介護保険全般に関する相談助言や保険・医療・介護サービスの連絡調整、福祉用具購入や、住宅改修等に関する相談なども行います。
- ③居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事が出来ます。また、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来ます。
- ④前6月間に、当該居宅介護支援事業所が作成した居宅サービス計画について説明します。
- ⑤介護支援専門員一人の担当件数：上限44名とします。

4. 居宅介護支援の内容、利用料

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1ヵ月あたりの料金	1ヵ月あたりの利用料 (介護保険適用の場合は利用者負担)
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	介護区分	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
②居宅サービス事業者との連絡調整			要介護 1・2 10,860円	
③サービス実施状況把握、評価			要介護 3～5 14,110円	
④利用者状況の把握				
⑤給付管理				
⑥要介護(支援)認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務(下記参照)				

【加算】

- ・当事業所においては質の高いケアマネージメントを促進しています。
 - 特定事業所加算（Ⅱ）：月に1回 421 単位

- ・初回加算：新規に居宅サービス計画を策定した場合、及び要介護状態区分2段階以上の変更認定を受けた場合の居宅介護支援事業に加算する。
 - 初回加算（初回時）300 単位

- ・入院時情報連携加算：利用者が入院した場合に当該利活環境・サービス利用状況等の必要な情報を提供した場合に加算する。
 - 入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院前、入院日 250 単位
 - 入院時情報連携加算（Ⅱ） 入院した日の翌日又は翌々日 200 単位

- ・退院、退所加算：病院・診療所・地域密着型介護老人福祉施設または、介護保険施設へ入所されていた方が、退院、退所する場合に、これらの施設職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画作成やサービス利用の調整を行った場合に加算する。
 - 退院・退所加算（Ⅰ）イ 情報提供を会議以外で1回受けること 450 単位
 - 退院・退院加算（Ⅰ）ロ 情報提供を会議で1回受けていること 600 単位
 - 退院・退院加算（Ⅱ）イ 情報提供を会議以外で2回以上受けていること 600 単位
 - 退院・退院加算（Ⅱ）ロ 情報提供を2回以上受けており、うち1回以上は会議によること 750 単位

《その他の費用について》

- ・ 代行申請は無料です。
- ・ 利用者の居宅が、通常の実施区域以外の場合で20kmを超えた場合は1kmにつき100円を頂きます。

5. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護（支援）認定有効期間中 （最低1ヶ月に1回）

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	<p>□事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
②個人情報の保護について	<p>□事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。</p> <p>□情報開示について</p> <p>当事業所は、利用者様（または介護者）の求めに従って、ご自身に関する情報（ご利用者記録、サービス提供記録、その他）を開示しております。遠慮なくお尋ねください。</p> <p>ただし、ご本人あるいは身元引受人でない方（他のご家族様等）からのご請求につきましては、当事業所所定の書面によりご本人様のご了解を得てからの情報提供になります。あらかじめご了承ください。</p>

7. 介護支援業務に関する相談、苦情、ハラスメントの対応について

- ・提供した指定居宅介護支援、又は自ら作成した居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又は家族からの苦情・ハラスメントに速やかに適切に対応するために相談窓口の設置など、必要な措置を講じます。
 - ・自ら提供した指定居宅介護支援に関して、市町村が行う文書その他の物件提出や提示のため、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、調査にも協力いたします。
- 指導や助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行います。
- ・自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する苦情、利用者が国保連に申し立てる場合は必要な援助を行います。また、国保連が行う調査に協力いたします。
- 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、国保連から指導又は助言を受けた場合は、それ従って必要な改善を行います。

いぶすきケアネット ケアプランセンター	<p>所在地：指宿市大牟礼四丁目4番8号 電話番号：0993-24-5851 ファックス番号：0993-23-8088 受付時間：24時間 担当者：東 春美</p>
指宿市介護保険担当課	<p>所在地：指宿市十町2424番地 電話番号：0993-22-2111 ファックス番号：0993-24-4342 受付時間：8：30～17：00</p>
鹿児島県介護保険担当課	<p>所在地：鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号：099-286-2674</p>
鹿児島県国民健康保険団体連合会	<p>所在地：鹿児島市鴨池新町6番6号 電話番号：099-213-5122</p>

上記で受け付けておりますので、遠慮なくご相談下さい。

8. 緊急時の対応について

利用者の主治医又は事業所の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じその対応等につき記録を行います。
賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償に応じます。但し、事業所の責任による事故でない場合はこの限りではありません。

10. 虐待防止の取り組み

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制の整備を行います。
- ・虐待防止の対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的に開催し、決定事項は職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に開催します。
- ・虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 身体拘束廃止の取り組み

- ・サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。
- ・身体拘束等の適正化のための委員会を設置し、委員会を定期的に開催し、決定事項は職員に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に開催します。

12. 感染症対策の取り組み

- ・当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じます。
- ・感染症対策を検討する多職種で構成する委員会を設置し、委員会を定期的に開催し決定事項は職員に周知徹底を図ります。
- ・感染症対策の指針を整備し、随時マニュアルの見直しを行います。
- ・感染症対策に関する職員等への研修を定期的に開催します。
- ・感染症発生時を想定した訓練を定期的に実施します。

13. 業務継続計画の策定など

- ・当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- ・ 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策の強化

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

講ずべき措置の具体的内容は以下のとおりです。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を図ります。
- (2) 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知します。

居宅介護支援業務の実施方法等について

1. 居宅サービス計画の作成について

- ① 事業者は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 事業者は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類の、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 事業者は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 事業者は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 事業者は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 事業者は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、事業者が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼する事ができます。

2. サービス実施状況の把握、評価について

- ① 事業者は、居宅サービス計画作成後も、利用者またはその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との調整を行います。
- ② 事業者は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ③ 事業者は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に関し介護保険施設に関する情報を提供します。

3. サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4. 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

7. 事業所計画及び財務内容について

いつでも閲覧できますのでご希望の方は申し出てください。

8. 介護サービス情報の公表制度について

全国のサービス事業所の情報が公表されており、自分にあった事業所を選択できる仕組みですのでご活用ください。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者様に説明を行いました。

事業者	所在地	指宿市東方 10235 番地 1	
	法人名	社会福祉法人 いぶすきケアネット	
	代表者名	理事長 大重 力	印
	事業所名	いぶすきケアネット ケアプランセンター	
	説明者氏名		印

上記内容の説明を、事業者から確かに受け、同意致しました。

利用者	住所	電話	
	氏名		印

家族又は代理人	住所	電話	
	氏名	（続柄： ）	印